



那福ち 第 436 号
令和 4 年 8 月 22 日

介護サービス事業者 各位

那覇市 福祉部
ちやーがんじゆう課長



感染症が発生した場合において必要な介護サービスを継続するための
業務継続計画の策定等について(通知)

日頃より本市高齢者福祉行政へのご協力並びに新型コロナウイルス感染症への拡大防止に係るご尽力について、厚く御礼申し上げます。介護サービスを実施する事業者におかれましては、日頃のサービス提供に加え、感染防止対策並びに陽性者・濃厚接触者への対応など、大変なご心労をお抱えのことかと存じます。

さて、介護サービスは、高齢者の生活に不可欠なサービスであることから、施設で感染者が確認された場合や高齢者が濃厚接触者となった場合などにおいても必要なサービスを継続できるよう、業務継続計画の策定が令和 3 年度より厚生労働省令、本市条例等関連法令に規定されたところです。

介護保険最新情報、沖縄県による周知、本市集団指導等において既報とされている項目もごさいますが、今般の状況を鑑み案内させていただきます。

1 業務継続計画の作成について

入所系サービスにおける必要最低限なサービス提供の検討、通所系・訪問系サービスにおける代替サービスの検討など具体的な検討をお願いします。

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン、作成支援無料動画
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



【介護報酬に係る取り扱いについて】

※厚生労働省ホームページ

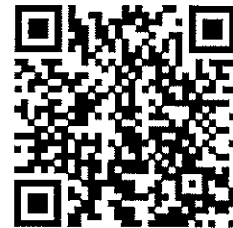
・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」のまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0201>



・介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html



2 行政からの支援について

【沖縄県】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(かかり増し経費)

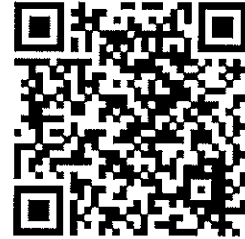
新型コロナウイルス感染症が発生したことで通常の介護サービス提供で発生する費用とは別に、追加で発生する費用。衛生資材の追加購入、時間外や危険手当、陽性者の施設内療養(1日1人あたり1万円)等が対象になります。

【沖縄県】緊急時介護人材応援派遣にかかるコーディネート事業

高齢者施設等で新型コロナウイルス感染等により、当該施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合や、在宅の要介護者と同居する家族の方が感染し、要介護者が濃厚接触者となり在宅で介護をする者がいなくなった場合に、応援が可能な施設等から応援職員の派遣に関する支援を行い、介護サービスを必要とする高齢者に対し、必要なサービスの提供を確保する。

※資料掲載先 沖縄県高齢者福祉介護課ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/index.html>



【那覇市】衛生資材の緊急支援

陽性者が発生した施設でサービスを継続する必要がある場合の衛生資材については、業務継続計画等で定めて日頃から事業所での備えを行っていただくことになります。ただ、法人内でのやりくりや業者から仕入れが間に合わず、緊急で必要な衛生資材について、可能な支援を行います。

提供可能な衛生資材(マスク、手指消毒用エタノール、ガウン、使い捨て手袋、フェイスシールド、N95 マスク)。

申請書不要。電話のみで対応します。ただし、在庫状況により必ずしもご要望にお応えできない場合もあります。

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課

TEL 098-862-9010

FAX 098-862-9648

給付グループ(介護報酬の臨時的対応)

施設グループ(衛生資材の緊急支援)